

事務連絡
平成 30 年 10 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医 事 課
歯 科 保 健 課
看 護 課
健康局がん・疾病対策課

医療関係職種の養成所・養成施設における
B 型肝炎に関する教育の推進について（依頼）

医療関係職種の養成所・養成施設における教育の推進について、平素よりご尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、集団予防接種等の際の注射器等の連続使用による B 型肝炎ウイルスの再発防止等にあたって、全国 B 型肝炎訴訟原告団・弁護団と協議の場を設けており、平成 28 年 7 月 15 日の定期協議において、医療関係職種の養成所・養成施設における感染拡大防止（再発防止）教育及び偏見差別防止教育の充実等の要望がなされました。要望を受けて実施された平成 28 年度厚生労働科学特別研究（操班）では、看護師、准看護師、歯科衛生士、臨床検査技師養成所・養成施設における B 型肝炎等に対する偏見差別防止のための教育や歴史的事実について取り扱っていない養成所・養成施設が多く存在することが明らかとなりました。

B 型肝炎についてはこれに関する正しい知識教育を行うことが必要であり、このため平成 29 年度厚生労働科学研究費（地域医療基盤開発推進研究事業）「職種の違いを考慮した医療従事者養成課程における B 型肝炎に関する教育資材の開発」（研究代表者 榎本大）（以下「厚労科研」という。）において、多職種の医療従事者養成課程において活用可能な教育資材を開発しました。

その教材の内容は『これだけは知っておきたい B 型肝炎ガイド』と題した e-learning 及び「医学生/医師・歯学生/歯科医師向け」、「看護学生・看護師・歯科衛生士向け」、「臨床検査技師を志す学生・臨床検査技師向け」のリーフレットとなっております。

B 型肝炎に係る感染拡大防止と偏見差別防止のため、B 型肝炎に関する教育を実施することは重要であり、各都道府県においては、貴管下の医療関係職種の養成所・養成施設における B 型肝炎等に関する教育が推進されるよう、各養成所・養成施設に広くご周知の上、以下の点にご留意の上、ご指導をお願いいたします。

記

1．B型肝炎等に関する教育内容の充実について（新規）

「厚労科研」において、多職種の医療従事者養成課程において活用可能な、B型肝炎に関する正しい知識教育を行うための教育資材を開発いたしました。学生へ教授する際の教育方法の一つとしてご参照ください。

教育資材につきましては、下記の URL よりご覧いただけます。

<http://www.med.osaka-cu.ac.jp/liver/education/hepatitis-b-guide.shtml>

研究報告書につきましては、下記の URL よりご覧いただけます。

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201721029A#selectHokoku>

2．B型肝炎に関する教育方法の工夫について（継続）

B型肝炎に関する教育において、患者や患者家族の声を直接聞く機会（患者講義）を授業に取り入れることが教育方法の工夫の一つとして挙げられます。

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団から、患者講義の詳細（資料1）及び講師派遣依頼書（資料2）の提供があったため、各養成所・養成施設が活用を検討できるよう周知をお願いします。

3．本事務連絡の対象養成所・養成施設

本事務連絡の内容は、以下の医療関係職種の養成所・養成施設に周知をお願いします。

保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師

【照会先】

厚生労働省医政局・健康局

TEL：03-5253-1111

- ・保健師、助産師、看護師について
看護課 岡本（内線2595）
- ・救急救命士について
地域医療計画課 飯塚（内線2597）
- ・歯科衛生士、歯科技工士について
歯科保健課 堀（内線4141）
- ・上記以外の職種について
医事課 井上（内線2568）
- ・B型肝炎訴訟に関することについて
がん・疾病対策課 岩津（内線2985）